(19) 日本国特許庁(J

=

=

(12)特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4302735号

(P4302735)

(

(45)発行日 半月	或21年7月29日(2009.7.29)	(24) 登録日 平成21年5月1日 (2009.5.1)
(51) Int.Cl.	F I	
GO1N 33	/543 (2006.01) GO1N	33/543 525G
GO1N 33	753 (2006.01) GO1N	33/543 525U
GO1N 37	7/00 (2006.01) GO1N	33/53 D
GO1N 21	/ 35 (2006.01) GO1N	33/543 595
GO1N 21	/ 27 (2006.01) GO1N	37/00
		請求項の数 20 (全 16 頁) 最終頁に続く
 (21) 出願番号 (86) (22) 出願日 (86) 国際出願番号 (87) 国際公開日 審査請求日 (31) 優先権主張者 (32) 優先日 (33) 優先権主張目 	特願2006-512864 (P2006-512864) 平成17年4月21日 (2005.4.21) 月 PCT/JP2005/008312 日 W02005/106472 平成17年11月10日 (2005.11.10) 平成18年10月5日 (2006.10.5) 番号 特願2004-133877 (P2004-133877) 平成16年4月28日 (2004.4.28) 国 日本国 (JP)	 (73)特許権者 503360115 独立行政法人科学技術振興機構 埼玉県川口市本町4丁目1番8号 (74)代理人 100097733 弁理士 北川 治 (72)発明者 宇理須 恒雄 日本国愛知県岡崎市岡町西神馬崎南側1- 25 (72)発明者 鈴井 光一 日本国愛知県岡崎市竜美南2-4-1 電 美ケ岡公務員宿舎2-54
		┃

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】バイオチップの製造方法、バイオチップ、バイオチップ解析装置、バイオチップ解析方法

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

(1)固体ベース上に金属層を形成し、(2)前記金属層上に蒸着、スパッタリング又は 化学気相堆積(CVD)法によって非金属材料を堆積させた後、アニーリングを行って赤 外光波長より薄い膜厚を有すると共に表面の平坦度が高低差5nm以下である非金属材料 製の活性層を形成し、(3)次いで前記活性層の表面にプローブを固定化する、バイオチ ップの製造方法。

【請求項2】

前記アニーリングを不活性ガス雰囲気下に300。C~800。Cの温度で行う、請求の 範囲1項に記載のバイオチップの製造方法。

【請求項3】

前記非金属材料として、半導体材料又は電気絶縁性材料を用いる、請求の範囲1項又は2 項に記載のバイオチップの製造方法。

【請求項4】

固体ベース上に金属層を有し、前記金属層上には赤外光波長より薄い膜厚を有すると共に 表面の平坦度が高低差5nm以下である非金属材料製の活性層を有し、かつ、前記活性層 の表面にはプローブを固定化した、バイオチップ。

【請求項5】

前記プローブが、タンパク質、ポリヌクレオチド、糖鎖あるいは細胞である、請求の範囲 4項に記載のバイオチップ。

【請求項6】 前記活性層が半導体材料又は電気絶縁性材料からなる、請求の範囲4項又は5項に記載の バイオチップ。 【請求項7】 前記活性層が、p偏光の赤外光使用対応型においては200nm以下の膜厚であり、s偏 光の赤外光使用対応型においては600nm以上の膜厚である、請求の範囲4項~6項の いずれかに記載のバイオチップ。 【請求項8】 前記活性層の表層部には反応基を持つ修飾層が構成され、この反応基との化学的結合によ ってプローブが固定化されている、請求の範囲4項~7項のいずれかに記載のバイオチッ プ。 【請求項9】 前記プローブがタンパク質である場合において、前記活性層の表面に脂質二重膜が構成さ れ、この脂質二重膜に埋設された状態でプローブが固定化されている、請求の範囲4項~ 8項のいずれかに記載のバイオチップ。 【請求項10】 前記活性層上には、更に、液溜部形成用のスペースをくり抜いたスペーサー層を設けた、 請求の範囲4項~9項のいずれかに記載のバイオチップ。 【請求項11】 前記スペーサー層が0.2~100μmの範囲内の一定の厚さである、請求の範囲10項 に記載のバイオチップ。 【請求項12】 請求の範囲4項~11項のいずれかに記載のバイオチップと、このバイオチップに対して 被検物質を含む試料液を供給する通液手段と、前記バイオチップに赤外光を入射すると共 にその反射赤外光を検出する光学系とを含む、バイオチップ解析装置。 【請求項13】 前記光学系が、更に、バイオチップ上に設置されるプリズムを含む、請求の範囲12項に 記載のバイオチップ解析装置。 【請求項14】 前記バイオチップが、実質的に真空状態を実現できる空間に設置されている、請求の範囲 12項又は13項に記載のバイオチップ解析装置。 【請求項15】 前記通液手段が、スペーサー層を設けたバイオチップにおける液溜部と、この液溜部に対 して試料液を流入及び流出させる通液路を設けた通液構造体とによって構成されている、 請求の範囲12項~14項のいずれかに記載のバイオチップ解析装置。 【請求項16】 請求の範囲12項~15項のいずれかに記載のバイオチップ解析装置を用いて、少なくと も以下の工程を行う、バイオチップ解析方法。 (1) 未だ被検物質と接触していないバイオチップに対して前記光学系により赤外光を入 射し、その反射赤外光を赤外反射吸収スペクトルのバックグラウンドとして測定する工程 (2)バイオチップに対して試料液を供給して、試料液中の被検物質をプローブ接触させ て吸着させた後、バイオチップに対して赤外光を入射し、その反射赤外光を赤外反射吸収 スペクトルのシグナルとして測定する工程。 (3)前記シグナルとバックグラウンドとの比のスペクトルを求め、これを被検物質の赤 外反射吸収スペクトルとして被検物質を同定する工程。

【請求項17】

前記(1)及び(2)の赤外光の入射と反射赤外光の集光とを、前記プリズムを経由して 行う、請求の範囲16項に記載のバイオチップ解析方法。

【請求項18】

10

20

30

前記バイオチップに対する赤外光の入射における入射角度を60。以上の斜入射に設定する、請求の範囲16項又は17項に記載のバイオチップ解析方法。

【請求項19】

前記(2)の試料液の供給が、スペーサー層を設けたバイオチップにおける液溜部に対し て行われる場合において、液溜部に入射されてバイオチップにより反射された赤外光を、 更に液溜部に導いてバイオチップにより反射させる過程を少なくとも一回繰り返させる、 請求の範囲16項~18項のいずれかに記載のバイオチップ解析方法。

【請求項20】

前記反射赤外光を更に液溜部に導く手段が、バイオチップ上に設置されたプリズムである 、請求の範囲19項に記載のバイオチップ解析方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

本発明は、試料中における被検物質の存否を検出するためのバイオチップに関する。更 に詳しくは本発明は、バイオチップの新規な製造方法と、この方法により製造される優れ たバイオチップと、このようなバイオチップを組み込んで成立するバイオチップ解析装置 と、このバイオチップ解析装置を利用するバイオチップ解析方法とに関する。

本発明において、「バイオチップ」としては、タンパク質チップ、核酸チップ(DNA チップ)、細胞チップ等が代表的に例示される。

【背景技術】

従来、例えばタンパク質チップ(特定のタンパク質に反応する被検物質の存否を確認す 20 るためのチップ)の解析方法としては、タンパク質チップ表面のタンパク質と被検物質との反応によるタンパク質チップ表面の物性値の変化を参考にする表面プラズモン共鳴法(SPR:Surface Plasmon Resonance)や、被検物質との反応の結果としての蛍光や放射線の放出を検出する酵素免疫測定法(ELISA:Enzym e-Linked ImmunoSorbent Assay)等が知られている。下記の文献1には、表面プラズモン共鳴法の一例が記載されている。

〔文献1〕「生体物質相互作用のリアルタイム解析実験方法」 永田和宏,半田宏 編 集、シュプリンガー・フェアラーク東京(株)

しかしながら、上記した従来のタンパク質チップにおける呈色反応や化学反応を利用す る検出法等は、その全プロセスを遂行するためには手数がかかり、又、大量に検査するこ とも困難であった。

更に上記の表面プラズモン共鳴法や酵素免疫測定法においては、プローブタンパク質と 被検物質とが吸着したか否かを判定できるが、タンパク質の分子構造等は調べることがで きないため、吸着さえ起これば、本来は検出対象でない反応まで検出してしまう。そのた めに検出や測定の精度が悪いと言う問題があった。又、これらの方法でも、その全プロセ スを遂行するためには多くの手順と大がかりな装置システムを必要とし、コスト高であっ た。

そこで、赤外分光解析等の光学的技術を利用した解析が可能なように構成されたタンパ ク質チップあるいはバイオチップが注目される。例えば、下記の文献2には、フーリエ変 換反射赤外分光法による抗体チップの例が開示されている。この抗体チップにおいては、 表面処理した金コートのガラススライド上に、自己組織化単分子膜(SAM: self

40

30

10

している。 〔文献 2〕日本化学会講演予稿集 第84巻 第1号(2004),A-7「簡易診断

assembled monolayer)を形成させ、その上に特定の抗体を固定化

を目指した次世代チップの開発」 竹中繁織著

更に下記の文献3にも類似の分子アレイの開示がある。この分子アレイにおいては、基 板に固定化された各種ペプチドを生体試料中のタンパク質と相互作用させ、その後、顕微 フーリエ変換赤外分光測定装置にて、カルボニル基の赤外吸収を指針にして検出が可能で ある旨の記載が見られる。又、例えば、金をコートしたガラス基板等へ、チオール基と金 との結合を利用してタンパク質や核酸等を固定化することも可能である旨の記載がある。

(3)

〔 文献 3 〕 特開 2 0 0 4 - 4 5 3 9 0 号公報

「分光法を利用した分子アレイによる検体の分析方法」

上記の文献2及び文献3に記載の技術は、金の表面にチオール系分子の自己組織化単分 子膜を容易に堆積することができる点を利用している。しかしながら、最近、この種のバ イオチップにおける1,2の大きな問題点がバイオチップの機能及び信頼性を低下させて いることが、当業者間に周知されつつある。

(4)

第1の問題点は、金の表面にプローブとして固定化された機能性タンパク質の失活や、 細胞活動の不活性化(又は死)である。即ち、活性な機能性タンパク質や生細胞が金に対 して直接に接触することにより、失活したり細胞活動が不活性化したりして、プローブと して機能しなくなると言う問題である。

第2の問題点は更に本質的で、かつ克服することが困難である。即ち、本願発明者の経 験によれば、従来のチップ製造方法に従う限り、金の表面の平坦度をその高低差が数十 n m以下であるように構成することが困難である。これに対して、例えば血清アルブミンの 直径が約5 n mであるように、通常の機能性タンパク質は10 n m以下のサイズであるこ とが多い。一般的なプローブ用の核酸は更にサイズが小さい。その結果、プローブが、そ のサイズよりはるかに大きい表面凹凸を伴うベース上に固定化されるため、その固定時の 配向や姿勢が著しくランダムになる。従って、検体に対するプローブの結合効率が低く、 かつ、個々のチップ製品ごとに結合効率がばらつくと言う意味で、信頼性が低い。

そのような不具合は、特に近年、当該技術分野の専門家の間で注目されている。例えば 、下記の文献4における第27頁の「1.2.1.7.2」の項の第2段落では、「・・ ・測定対象として酵素を含むタンパク質を測定する場合、タンパク質は10nmのサイズ であり、これをうまく捕捉できたとしても、チップのような板状の上で測定するのは非常 に難しい。何故ならば、一般的なスライドグラスやプラスチックの表面は優に100nm を超える凹凸があり、この上で測定対象のタンパク質は凹み部分に入り込んでしまい、検 出にばらつきが生じたり、感度も低下してしまうからである。」と記載されている。

〔文献4〕 平成15年3月に財団法人 機械システム振興協会が発行(委託先:財団 法人 バイオインダストリー協会)した「ナノバイオマシン創製のための技術及び市場性 に関する報告書」

【発明の開示】

本発明の目的は、上記の第1及び第2の問題点を解決できるバイオチップとその製造方 3 法を提供することである。更に本発明の他の目的は、このようなバイオチップであって、 汎用性があり、装置の小型化が可能で測定の手数が少なく、かつ測定の精度を確保できる 各種のバイオチップと、それらのバイオチップの解析手段とを提供することである。

本願の第1発明は、(1)固体ベース上に金属層を形成し、(2)金属層上に蒸着、ス パッタリング又は化学気相堆積(CVD)法によって非金属材料を堆積させた後、アニー リングを行って、赤外光波長より薄い膜厚を有すると共に表面の平坦度が高低差5nm以 下である非金属材料製の活性層を形成し、(3)活性層の表面にプローブを固定化する、 バイオチップの製造方法である。

上記の第1発明によれば、金属層上に非金属材料製の活性層を形成するので、プローブ たるタンパク質や生細胞等は金等の金属に対して直接に接触することがなく、プローブた 40 るタンパク質の失活や、プローブたる細胞の活動の不活性化を起こす恐れが少ない。

又、活性層の形成に当たり、まず金属層上に適宜な手段によって非金属材料を堆積させ た後にアニーリングを行なうと、金属層及びその上層の活性層が極めて平坦に形成される 。その平坦度は通常、高低差5nm以下である。特に、金属層上にアモルファスな非金属 材料を堆積させた場合には、高低差1nm以下とすることもできる。このような活性層の 表面に固定化されたプローブは、固定化面の凹凸による制約を殆ど受けることなく一定の 配向や姿勢で固定化される。そのため、被検物質に対して高い効率で結合し、しかも個々 のバイオチップごとの結合効率が安定すると言う意味で、信頼性が高い。

なお、金属層の構成材料も特段に限定されないが、例えばコバルト(Co)、コバルト シリサイド、白金、金、銀等やこれらの合金を用いることができる。特にコバルトが好ま

10

20

しい。コバルト以外の金属材料、例えば金や銀を用いる場合、金属層としての本来の機能 には支障がないが、アニーリングの際に非金属材料層と剥離し易い場合がある。この場合 、金属層と非金属材料層との間にCr等の第2の金属層を挿入することにより、剥離し易 いと言う問題を改善することも考えられる。

本願の第2発明においては、前記第1発明に係るアニーリングを不活性ガス雰囲気下に 300°C~800°Cの温度で行う。

即ち、アニーリングの条件としては、不活性ガスの雰囲気下、300°C~800°C と言う条件が特に好ましい。アニーリングを好気的な条件下で行うと、活性層の表面(固 定化面)により大きな凹凸を発生し易くなることが懸念される。アニーリングを300° C未満の条件で行うと、金属層や活性層(非金属材料層)が脆弱となり、その後の化学処 理工程で剥離し易くなることが懸念される。一方、アニーリングを800°Cを超える条 件で行うと、金属層や活性層の破壊が懸念される。

本願の第3発明においては、前記第1発明又は第2発明に係る非金属材料として半導体 材料又は電気絶縁性材料を用いる。

活性層を構成する非金属材料(好ましくは、アモルファスな非金属材料)の種類は限定 されないが、プローブの失活防止、プローブ固定のための化学処理のし易さ、活性層自体 に化学薬品への耐性が要求される点、等の理由から、半導体材料又は電気絶縁性材料を用 いることが好ましい。

本願の第4発明は、固体ベース上に金属層を有し、金属層上には赤外光波長より薄い膜 厚を有すると共に表面の平坦度が高低差5nm以下である非金属材料製の活性層を有し、 かつ活性層の表面にはプローブを固定化した、バイオチップである。

第4発明のバイオチップは、第1発明に関して上記したように、金属層上に非金属材料 製の活性層を持つことによって、プローブたるタンパク質の失活や、プローブたる細胞の 活動の不活性化を有効に防止でき、又、活性層の表面が極めて平坦であるため、固定化さ れたプローブの被検物質に対する結合効率が高く、かつ個々のバイオチップにおける結合 効率が一定していて信頼性が高い。

又、第4発明のバイオチップは、赤外反射吸収分光解析を行うチップであって、プロー ブが被検物質に結合する前後の赤外反射吸収スペクトルの対比から被検物質を同定するこ とができる。従って、従来型の呈色反応や化学反応を利用するバイオチップに比較して、 測定の手数が少なく簡易である。しかも、被検物質を同定できるために、検出や測定の精 度が良い。

更に、活性層を赤外光波長よりも薄い膜厚、より好ましくは十分に薄い膜厚に形成し、 かつその下層に金属層を埋め込み型に設けると、赤外光に対してチップが金属層の性質を 示し、赤外反射吸収分光解析を有効に行うことができる。

このバイオチップはプリズムに比較して著しく安価に構成できる。従ってバイオチップ を利用する赤外反射吸収分光解析装置の光学系に高価なプリズムを組み込むとしても、プ リズムは1個あれば良く、安価なバイオチップを多数使用することで多くの被検物質解析 を行うことができる。

本願の第5発明においては、前記第4発明に係るプローブが、タンパク質、ポリヌクレ オチド、糖鎖あるいは細胞である。

本発明のバイオチップとしては、第5発明のように、タンパク質チップ、核酸チップ(DNAチップ)、糖鎖チップ及び細胞チップが好ましく例示される。この第5発明におい て、「タンパク質」の種類は限定されないが、抗原又は抗体であるタンパク質、レセプタ ーであるタンパク質等が含まれ、より広義には、特定のリガンドと特異的に結合し得るタ ンパク質が含まれる。ここに「リガンド」とは、有機又は無機の各種の化学物質、タンパ ク質、癌細胞等の各種の細胞も含む概念である。ポリヌクレオチドとしては1本鎖に限定 されないDNAやRNAが含まれる。細胞としては、特に生細胞が有用である。

本願の第6発明においては、前記第4発明又は第5発明に係る活性層が、半導体材料又は電気絶縁性材料からなる。

即ち、活性層の構成材料は、非金属材料である限りにおいて特段に限定されないが、第 50

20

10

3 発明に関して前記した理由から、半導体材料又は電気絶縁性材料が特に好ましい。 本願の第7発明においては、前記第4発明~第6発明のいずれかに係る活性層が、p偏 光の赤外光使用対応型においては200nm以下の膜厚であり、s偏光の赤外光使用対応

型においては600nm以上の膜厚である。

活性層は赤外光波長よりも薄い膜厚とされるが、より具体的には、入射光と反射光の位 相シフトがタンパク質の固定化された表面でゼロ又は2 に近い値で検出感度が高くなる と言う理由から、 p 偏光の赤外光使用に対応するタンパク質チップにおいては200 n m 以下の膜厚、 s 偏光の赤外光使用に対応するタンパク質チップにおいては600 n m以上 の膜厚であることが好ましい。

又、異なる見地から言えば、本発明のバイオチップは活性層の厚みを600nm以上と ¹⁰ することは容易であるため、後述の実施例3で具体的に述べるように、s偏光でのスペク トル測定も可能となり、タンパク質等のより精度の高い同定が可能となる。

本願の第8発明においては、前記第4発明~第7発明のいずれかに係る活性層の表層部 には反応基を持つ修飾層が構成され、この反応基との化学的結合によってプローブが固定 化されている。

活性層の表面にプローブタンパク質を固定化する方法は必ずしも限定されないが、一つの好ましい方法が化学修飾法である。即ち、活性層の表面に反応基を持つ修飾層を構成し、この反応基との化学的結合によってプローブタンパク質を固定化する方法である。

本願の第9発明においては、前記第4発明~第8発明のいずれかに係るプローブがタン パク質である場合において、前記活性層の表面に脂質二重膜が構成され、この脂質二重膜 ²⁰ に埋設された状態でプローブが固定化されている。

活性層の表面にプローブタンパク質を固定化する好ましい方法として、活性層の表面に 脂質二重膜を構成し、この脂質二重膜に埋設された状態でプローブタンパク質を固定化す る方法も挙げられる。この方法による場合、プローブタンパク質の疎水性領域を脂質膜貫 通状態で脂質二重膜に埋設させることにより、固定化されたプローブタンパク質の配向を 制御することが可能である。この方法は、特に、構造が複雑で失活し易いイオンチャンネ ルや受容体タンパク質等の脂質膜貫通型のタンパク質を固定化するのに適している。

このような脂質二重膜を利用する方法は、プローブタンパク質を一定した配向又は姿勢 で固定化できる優れた方法として従来から提案されている。しかし、従来のタンパク質チ ップにおいては、前記したように、脂質二重膜のベース層の表面が大きな凹凸を伴うため 、脂質二重膜も必然的に大きな凹凸を伴って形成される。このような脂質二重膜では、プ

30

本願の第10発明においては、前記第4発明~第9発明のいずれかに係る活性層上に、 更に液溜部形成用のスペースをくり抜いたスペーサー層を設けた。

ローブタンパク質を一定した配向あるいは姿勢で固定化することは困難である。

活性層上に更に液溜部形成用のスペースをくり抜いたスペーサー層を設けたバイオチップを用いる場合、被検物質(例えば、タンパク質)を変性し難い試料液の状態で液溜部に 導入してプローブと接触させ、かつ赤外反射吸収分光解析に供することができる。

本願の第11発明においては、前記第10発明に係るスペーサー層が0.2~100µ mの範囲内の一定の厚さである。

スペーサー層の厚さ(液溜部の深さ)は0.2~100µmの範囲内、より好ましくは 40 0.2~10µmの範囲内であることが好ましい。厚さが100µmを超えると赤外光が 液溜部の水に吸収され、タンパク質にとって重要な1700cm⁻¹付近のノイズが大き くなって、測定が困難となる恐れがある。厚さが0.2µm未満であると、液溜部の試料 液の流動に支障を来す恐れがある。

本願の第12発明は、第4発明~第11発明のいずれかに係るバイオチップと、このバ イオチップに対して被検物質を含む試料液を供給する通液手段と、前記バイオチップに赤 外光を入射すると共にその反射赤外光を検出する光学系とを含む、バイオチップ解析装置 である。

第12発明のバイオチップ解析装置は、バイオチップと、通液手段と、光学系とからな るので、呈色反応や化学反応等を利用する場合のような面倒で高価な反応・分析系システ

(6)

ムを必要とせず、かつ、測定及び解析の結果を迅速に得ることができる。

本願の第13発明においては、前記第12発明に係る光学系が、更にバイオチップ上に 設置されるプリズムを含む。

上記した第12発明のバイオチップ解析装置においては、詳しくは後述するように、バ イオチップ上に設置されるプリズムを含むことが好ましい。

本願の第14発明においては、前記第12発明又は第13発明に係るバイオチップが、 実質的に真空状態を実現できる空間に設置されている。

バイオチップを実質的な真空状態に設置することにより、大気中の水や炭酸ガス等の影響を受けることなく赤外吸収スペクトルを測定でき、より感度の高い測定が可能となる。

また、物質による吸収が大きいためプリズム等を用いることができない、テラヘルツ領域 ¹⁰ 等の数百cm⁻¹以下の低周波領域の分光も可能となる。

本願の第15発明においては、前記第12発明~第14発明のいずれかに係る通液手段 が、スペーサー層を設けたバイオチップにおける液溜部と、この液溜部に対して試料液を 流入及び流出させる通液路を設けた通液構造体とによって構成されている。

バイオチップ解析装置に設ける通液手段の構成は限定されないが、好ましくは、第15 発明のように、バイオチップのスペーサー層により形成される液溜部と、液溜部に試料液 を流入及び流出させる通液路を設けた通液構造体とによって構成される。

本願の第16発明は、第12発明~第15発明のいずれかに係るバイオチップ解析装置 を用いて、少なくとも以下の(1)~(3)の工程を行う、バイオチップ解析方法である 。

20

30

(1)未だ被検物質と接触していないバイオチップに対して前記光学系により赤外光を入 射し、その反射赤外光を赤外反射吸収スペクトルのバックグラウンドとして測定する工程

(2) バイオチップに対して試料液を供給し、試料液中の被検物質をプローブと接触させ て吸着させた後、バイオチップに対して赤外光を入射し、その反射赤外光を赤外反射吸収 スペクトルのシグナルとして測定する工程。

(3)前記シグナルとバックグラウンドとの比のスペクトルを求め、これを被検物質の赤 外反射吸収スペクトルとして被検物質を同定する工程。

第16発明のバイオチップ解析方法は、(1)のバックグラウンドとしての赤外反射吸 収スペクトルと、(2)のシグナルとしての赤外反射吸収スペクトルとの比のスペクトル から被検物質を同定するので、その解析が容易かつ迅速であり、検出対象でない吸着反応 は排除できるので解析が正確である。

本願の第17発明においては、前記第16発明に係る(1)及び(2)の赤外光の入射 と反射赤外光の集光とを、前記プリズムを経由して行う。

上記したバイオチップ解析方法において、測定対象に対する赤外光の入射と反射赤外光 の集光とを、プリズムを経由して行うことが好ましい。

本願の第18発明においては、前記第16発明又は第17発明に係るバイオチップに対 する赤外光の入射における入射角度を、60°以上の斜入射に設定する。

バイオチップに対する赤外光の入射角度は、 6 0 °以上の斜入射に設定することが好ま しい。プリズムの使用において入射角度が過剰に大きいと、赤外光がプリズム底面で反射 してしまい、バイオチップに到達する赤外光が弱くなって、感度が低下する恐れがある。

40

本願の第19発明においては、前記第16発明~第18発明のいずれかに係る(2)の 試料液の供給がスペーサー層を設けたバイオチップにおける液溜部に対して行われる場合 において、液溜部に入射されてバイオチップにより反射された赤外光を、更に液溜部に導 いてバイオチップにより反射させる過程を少なくとも一回繰り返させる。

第19発明のように赤外光反射を繰り返させることにより、吸収スペクトルが強くなっ て測定感度を高めることができる。

本願の第20発明においては、前記第19発明に係る反射赤外光を更に液溜部に導く手段が、バイオチップ上に設置されたプリズムである。

上記した第19発明のような赤外光反射の繰り返しは、バイオチップ上に設置されたプ 50

リズムによって行うことができる。

【図面の簡単な説明】

第1図はバイオチップの例示としてのタンパク質チップの実施形態を示す。第2図は実 施例で製造したバイオチップの活性層表面の凹凸の程度を示す。第3図はアビジンの赤外 吸収スペクトル図を示す。第4図はアビジンを固定化したバイオチップの表面の原子間力 顕微鏡像を示す。第5図及び第6図はバイオチップの赤外反射吸収スペクトル測定の感度 の活性層厚みに対する依存性を示す。第7図は試料ホルダーの実施形態を示す。第8図は 第7図の平面図である。第9図はバイオチップ解析装置の実施形態を示す。第10図は第 9 図の平面図である。第11図はバイオチップの他の実施形態を示す。第12図はバイオ チップ解析方法の好ましい実施形態を示す。

(8)

発明を実施するための最良の形態及び実施例

次に本願の第1発明~第20発明の実施形態及び実施例を、その最良の実施形態及び実 施例を含めて説明する。以下において単に「本発明」と言う時は第1発明~第20発明の 内の該当する発明群を一括して指している。

〔実施形態1:タンパク質チップ〕

本発明に係るタンパク質チップの一例を第1図に基づいて説明する。このタンパク質チ ップにおいては、固体ベース1上に金属層2を設け、この金属層2上に非金属材料からな る薄膜の活性層3を設けている。この活性層3の表層部には後述の修飾層4が形成され、 この修飾層4に対して、被検物質(例えば、被検タンパク質)6を吸着し得るプローブタ ンパク質5が固定化されている。このタンパク質チップは、以上の構成により、赤外反射 吸収分光解析用として利用できる点に大きな特徴がある。

固体ベースの形状及びサイズは限定されない。固体ベースの構成材料も任意に選択する ことができるが、例えばSi、SiO,、石英、チタニア等のセラミックスが好ましく例 示される。

金属層の構成材料も特段に限定されないが、例えばコバルト、クロム、コバルトシリサ イド、白金、金、銀等を用い、又はこれらを組み合わせて用い、あるいはこれらの合金を 用いることができる。金属層の厚さは任意に設定すれば良いが、例えば0.5~1µm程 度とすることができる。固体ベース上に金属層を設けるにあたっては、例えば公知の蒸着 法やスパッタリングあるいは化学気相堆積(CVD)等の方法を利用することができる。

活性層は、赤外光波長よりも薄い膜厚、より好ましくは赤外光波長よりも十分に薄い膜 厚とされる。使用する赤外光に対応して活性層の好適な膜厚が異なり、p偏光の赤外光使 用対応型においては200nm以下の膜厚が、s偏光の赤外光使用対応型においては60 0 n m 以上の膜厚が、それぞれ好ましい。

活性層を構成する非金属材料の種類は特段に限定されないが、より好ましくは、半導体 材料又は電気絶縁性材料が用いられる。半導体材料としては、ケイ素、ガリウム砒素、ゲ ルマニウム等が例示される。電気絶縁性材料としては、シリカ、アルミナ等の各種セラミ ックス、高分子材料等が例示される。金属層上に活性層を設けるにあたっても、例えば蒸 着、スパッタリング、CVD等の方法を利用できる。活性層は、その表面が高度に平坦で あること、例えば高低差が5nm以下の平坦度であることが好ましい。

40 活性層の表面にはプローブタンパク質を固定化する役割があり、そのために、例えば活 性層の表層部を前記のように反応基を持つ修飾層としたり、活性層の表面に自己組織化し た有機単分子膜を形成したりすることができる。

上記の修飾層を構成する場合、活性層の表層部に、公知の各種の化学修飾法によってカ ルボキシル基やアミノ基等の反応基を付加する。このような化学修飾法は種々知られてい るが、個々の具体的な方法の記載は省略する。これらの反応基との化学結合により、プロ ーブタンパク質を固定化することができる。

修飾層において、反応基に対して一旦アビジン(avidin)を結合させ、プローブ タンパク質にはビオチンを導入しておいて、アビジン - ビオチン結合によってプローブタ ンパク質を固定化することもできる。このような手法自体はタンパク質チップ等において 公知であるが、この方法による場合、プロセスは複雑化するが、プローブタンパク質の変 10

20

30

性を防止する効果が大きく、更に固定化されたプローブタンパク質の配向を制御して被検 タンパク質に対する吸着効果を鋭敏にすることができる。

活性層の表面に上記の「自己組織化した有機単分子膜」を構成する場合として、脂質二 重膜を構成する場合が好ましく例示される。このような場合における脂質二重膜の形成方 法としては、例えば下記の「文献5」に記載された方法を例示することができる。

〔文献5〕 Discrete membrane arrays Y.Cheng ,S.D.Ogier,R.J.ushby,S.D.Evans,Molecular Biotechnology 74(2000)159-174

この方法による場合も、プロセスは複雑化するが、プローブタンパク質の変性を防止す る効果が大きく、更に固定化されたプローブタンパク質の配向を制御して被検物質に対す ¹⁰ る吸着効果を鋭敏にすることができる。

【実施例1】

次に、本発明者が特に工夫した化学修飾法(金属層及び活性層の構成方法)によるバイ オチップ製造の実施例を述べる。

即ち、(1)固体ベース上に金属層を形成し、(2)金属層上に蒸着、スパッタリング 又は化学気相堆積(CVD)法によって非金属材料を堆積させた後、アニーリングを行っ て、赤外光波長より薄い膜厚を有すると共に表面の平坦度が高低差 5 nm以下である非金 属材料製の活性層を形成し、(3)次いで活性層の表面にプローブを固定化する。プロー ブの固定化に当り、例えば活性層の表面にシランカップリング剤を反応させ、更に加水分 解反応等を加えて、表面にカルボキシル基やアミノ基等の反応基を付加した修飾層とする ことができる。

上記のようにして得られる活性層の表面は、平坦度が高低差5nm以下である。金属層 上にアモルファスな非金属材料を堆積させた場合、その平坦度を高低差1nm以下とする ことも特段に困難ではない。このような活性層の表面に、適宜な方法でプローブを固定化 することができる。

この実施例の具体的な一例として、次のケースを挙げることができる。即ち、ケイ素質の固体ベースの表面に、スパッタリングによって、コバルトを20~100nm程度の厚さに堆積させ、その上にスパッタリングによってアモルファスSiO2活性層を100~250nmの厚さに堆積させ、これを窒素雰囲気下、300~800°Cにて30分~1時間アニーリングする。こうして得られた活性層の一例について、表面の凹凸の程度を第2図に示すが、高低差が優に1nm以下であって、驚異的な平坦度である。

30

40

20

更に、実施例1により製造したバイオチップ(活性層の表面をカルボキシル化した後、 そのカルボキシル基に対するアミノ基の反応により、プローブタンパク質としてのアビジ ンを固定化したもの)について、第3図にアビジンの赤外吸収スペクトル図を示す。第3 図において、スペクトル線a,bは本実施例に係る測定結果である。スペクトル線c,d は、スペクトル線a,bの場合のような化学修飾によらず、単なる物理吸着によりアビジ ンを吸着させた比較例に係る測定結果である。そして、スペクトル線a,cは垂直偏光に 対する赤外吸収スペクトル、スペクトル線b,dは水平偏光に対する赤外吸収スペクトル である。図中、縦方向の「Absorbance」は、物質による光吸収の強さの程度を 表す単位であるアブソーバンスのスケールを表している。

第3図において、スペクトル線c,dの間にはピークのズレが見られないが、スペクト ル線a,bの間には明らかなピークのズレが認められる。このことは、偏光によりスペク トルのピークがシフトしていること、即ち、固定化された多数のプローブタンパク質の向 きが揃っていることを意味する。

更に、アビジンを固定化した上記バイオチップの表面の原子間力顕微鏡像を第4図に示 す。数ナノメートルの大きさを持つアビジンが、1分子ずつ、黒地の中に白く見える斑点 として撮像されている。この図は、本発明者が知る限り、赤外反射吸収スペクトルを測定 できる基板上で測定されたタンパク質1分子の世界で最初の像である。 【実施例2】

上記の実施例1において述べた活性層表面のカルボキシル化に関して、以下の第1工程 50

及び第2工程からなる方法が特に優れている。

第1工程:実施例1のアニーリングを完了したチップを、0.5mM/リッターのカル ボメトキシエチルトリクロロシランのトルエン溶液に-8°Cで約1時間浸漬し、次いで トルエン、アセトン、メタノール、純水で順次洗浄する。

第2工程:次に、濃塩酸溶液に3~8時間浸漬し、加水分解を行う。

【実施例3】

本願の第7発明に関し、上記の実施例1のようにSiO₂の活性層を形成したバイオチップについて、赤外反射吸収スペクトル測定の感度: R/Rの活性層厚みに対する依存性を、1000cm⁻¹、2000cm⁻¹、3000cm⁻¹の3種類の波長について計算した結果を第5図及び第6図に示す。第5図はp偏光の赤外光の場合であり、第6図はs偏光の赤外光の場合である。第5図及び第6図において、横軸の数字はnm単位で示す活性層の厚みである。

第5図から明らかなように、 p 偏光の場合、活性層の厚みが約200 n m 以下である限 り、全ての波長に対して高い感度での測定が可能である。一方、第6図から明らかなよう に、 s 偏光の場合、活性層の厚みが薄いと感度はゼロであり、これを厚くして行くと、周 期的に感度が高くなり、かつ、その感度のピークが波長ごとに異なる。しかし、一般的に 、数百 n m 以上の厚みを100 n m の精度で制御することは困難であるため、およそ60 0 n m 以上の厚みに設定すれば、厚みのバラツキのため、どの波長に対しても、 s 偏光の 吸収が現れることが分かる。

即ち、従来の金基板の場合は、活性層にあたる自己組織化膜の厚みは、通常、数 n m ~ 数十 n mと薄いので、 p 偏光にしか感度がなく、 s 偏光での測定はできない。本発明の場 合、活性層の厚みを600 n m 以上とすることは容易であり、 s 偏光での測定も可能とな るため、タンパク質等のより精度の高い同定が可能となる。

〔実施形態2:タンパク質チップ解析装置及びタンパク質チップ解析方法〕

本発明に係るタンパク質チップ解析装置は、少なくとも、上記したタンパク質チップと 、このタンパク質チップに対して被検物質を含む試料液を供給する通液手段と、前記タン パク質チップに赤外光を入射すると共にその反射赤外光を検出する光学系とを含んで構成 される。

上記のタンパク質チップが実質的に真空状態を実現できる空間に設置されていることが 好ましい。上記の光学系には、タンパク質チップ上に設置されるプリズムを含むことが好 ましいが、プリズムに代えて反射鏡を用いたり、グラスファイバー等の導光管を使用する ことも可能である。更に、上記の通液手段が、スペーサー層を設けたタンパク質チップに おける液溜部と、この液溜部に対して試料液を流入及び流出させる通液路を設けた通液構 造体とによって構成されていることが好ましい。言うまでもないが、通液手段の繋ぎ部等 の構成においては、真空シールの確保に十分に注意する必要がある。

本発明に係るタンパク質チップ解析方法は、上記のタンパク質チップ解析装置を用い、 少なくとも以下の工程を行うことにより行う。

(1) 未だ被検物質と接触していないタンパク質チップに対して前記光学系により赤外 光を入射し、その反射赤外光を赤外反射吸収スペクトルのバックグラウンドとして測定す る工程。この工程では、液溜部には試料液ではない適宜な液体を流通させて行う。このよ うな液体としては、プローブタンパク質を変性させないように、緩衝液が特に好ましい。 緩衝液は、例えばHEPES等の多種の緩衝液から任意に選択できるし、これらにCaC 1,、NaC1又はNaOH等を加えてpHをコントロールしたものも使用できる。

(2) タンパク質チップに対して試料液を供給して、試料液中の被検物質をプローブタンパク質に接触させて吸着させた後、タンパク質チップに対して赤外光を入射し、その反射赤外光を赤外反射吸収スペクトルのシグナルとして測定する工程。

(3)前記シグナルとバックグラウンドとの比のスペクトルを求め、これを被検物質の 赤外反射吸収スペクトルとして被検物質を同定する工程。

赤外反射吸収スペクトルのバックグラウンドとシグナルとを測定して比のスペクトルを 求め、これから被検物質を同定する方法自体は、赤外スペクトルの測定において極めて一 10

30

20

40

般的に用いられる手法である。

上記の(1)及び(2)における赤外光の入射と反射赤外光の集光とはプリズムを経由 して行うことが特に好ましく、タンパク質チップに対する赤外光の入射角度は60°以上 の斜入射に設定することが特に好ましく、更には、タンパク質チップの液溜部に入射され てタンパク質チップにより反射された赤外光を、更に液溜部に導いてタンパク質チップに より反射させる過程を少なくとも一回繰り返させることが、特に好ましい。

本発明に係るタンパク質チップ解析装置の一例を、第7図、第8図に基づいて説明する。第7図に示すように、タンパク質チップPを試料台11の所定の位置に載置して、その 周囲を取り囲むようにしてO-リング10を置く。O-リング10は弾性変形が可能な材料からなり、タンパク質チップPよりも厚みが大きい。タンパク質チップP上には、赤外 光透過性のプリズム7を重ねている。

このプリズム7は、押さえ金具8を用いることにより、0-リング10を圧縮した状態 でタンパク質チップPの上面に密着されている。従って、タンパク質チップPは、試料台 11と、プリズム7と、0-リング10とによって外界から気密に遮断することができる

タンパク質チップPの活性層上には、第8図において破線で示す形状にスペースをくり 抜いたスペーサー層を設けており、このスペーサー層によって、タンパク質チップPの活 性層上には液溜部26が形成されている。そして、プリズム7と押さえ金具8には、液溜 部26と連通した通液路9が設けられている。これらによって上記の通液手段が構成され ており、この通液手段によって、タンパク質チップPの液溜部26に対して被検物質を含 む試料液(あるいは緩衝液)を流入させ、及び流出させることができる。

20

30

10

このような通液手段の構成により、タンパク質の反応系が狭い空間に閉じ込められた、 いわゆるマイクロチャネルの構成となる。従って、測定に要する試料液が極めて少量で済 むと言う利点が得られることに加えて、更に重要なことに、タンパク質の変性を防止でき る溶液系においてタンパク質の分子認識反応を行い、かつ赤外吸収スペクトルを測定する ことができる。

試料台11は支台14上に支柱13によって支持され、かつ試料台11の下部には、試料台11と共にタンパク質チップPの温度を制御するためのペルチエ素子12が取り付けられている。第7図及び第8図に示した装置の全体を、以後、試料ホルダーSHと呼ぶ。

第9図及び第10図に示すように、試料ホルダーSHを主真空槽15内に設置する。そして、図示省略のフーリエ変換赤外分光装置(FTIR)により出力される赤外光ビーム (IR)を、ダクト18を通して、集光ミラー16によりタンパク質チップPの表面に入 射させる。19は排気ダクトである。

ここで、赤外光ビームの入射角度は、感度に大きく影響する重要なパラメーターである。例えば、800 cm⁻¹ 付近の低波数まで透明な B a F 2 のプリズムを用いたとすると、水の吸収ピークの位置の波長6µmにおいて水及び B a F 2 の屈折率はそれぞれ1.2 5と1.45であるので、プリズム底面への入射角度を55度、57度あるいは58度とすると、タンパク質チップ表面への赤外光ビームの入射角度はそれぞれ71.9度、76.6度、79.6度となる。

金属層を使用した赤外反射吸収分光では入射角度80~85度が望まれることを考慮す 40 ると、プリズム底面への赤外光ビームの入射角度(第4図の)を、58度程度とするこ とが望ましい。入射角度が過剰に大きいと、赤外光がプリズム底面で反射してしまい、タ ンパク質チップに到達する赤外光が弱くなって、感度が低下する恐れがある。例えば が 58度の場合、反射ロスは波長6µmで約19%(計算値)である。

CaF₂がBaF₂よりも水に対する耐性が強いことから、測定領域の下限が1000 cm⁻¹付近となることが不都合でなければ、CaF₂をプリズム材料として用いること もある。入射角もBaF₂の場合と同様に計算して設定される。例えば、プリズム底面へ の赤外光ビームの入射角度については、CaF₂の屈折率はBaF₂と比べやや小さいの で、71度となる。この場合、水中入射角度は約83度となる。

集光ミラー16は、タンパク質チップPの表面で赤外光が集光されるように焦点距離を 50

設定しておく。必要に応じて主真空槽15の真空状態をダクト18から遮断できるように、 BaF,の窓板17を取り付けても良い。

タンパク質チップ P 上で反射した赤外光は、ミラー槽22に設置された集光ミラー23 によって、検出器24に集光される。検出器24としては、例えば水銀カドミウムテルラ イド検出器等が用いられる。

第9図を平面視した第10図に示すように、エアロックチャンバー20を気密バルブ2 1を介して主真空槽15に接続して、試料ホルダーSHが、主真空槽15とエアロックチ ャンバー20間で往復移動できる機構を装置しても良い。例えば、試料ホルダーSHにつ いて組み立てやタンパク質チップPの取り替え等を行いたい場合、試料ホルダーSHをエ アロックチャンバー20に移動させて気密バルブ21を閉鎖した後に、エアロックチャン バー20の真空を解除した所要の作業を行い、次いでエアロックチャンバー20を密閉し て気密バルブ21を開き、試料ホルダーSHを主真空槽15に戻してから脱気するのであ る。このような手順を踏むことにより、主真空槽15を必要な真空度に到達させるまでの 所要時間を大幅に短縮することができる。

〔実施形態3:タンパク質チップの変更例〕

第11図においては、上半部にタンパク質チップの平面図を示し、下半部にその正面図 を対応して示す。第11図に示すタンパク質チップにおいては、前記第1図に示す構成の タンパク質チップPの上面(即ち、活性層上)に、破線で示す形状にスペースをくり抜い たスペーサー層25を設け、このスペーサー層25によって、タンパク質チップPの活性 層上には液溜部26が形成されている。

20

10

第11図に示すタンパク質チップの使用方法及び使用上の利点については、第7図及び 第8図に関して前記したところであるが、そのような使用においては、「第9発明の効果」欄で前記した理由により、スペーサー層25(ひいては、液溜部26)の厚さが重要な パラメータである。

仮に、スペーサー層25の厚さを1µmとし、液溜部26における液流の幅(第11図の幅L)を10mmとして、液溜部26中の水による赤外光の吸収を評価して見る。水の吸収ピークの位置の波長6µmでは吸収係数 = 0.2742×10⁴なので、水の吸収による損失は、プリズム面への赤外光ビームの入射角度を55度、57度あるいは58度とすると、タンパク質チップ表面への赤外光ビームの入射角度はそれぞれ71.9度、7

30

6.6度、79.6度となるので、損失はそれぞれ83%、91%、95%となる。 前記第7図及び第8図で示した通液手段を構成する場合、より具体的には、試料液が接触するプリズムの底面や通液路等は、タンパク質が吸着し難いテフロン(登録商標)等で コーティングしておくことも重要である。又、タンパク質チップをマイクロチャネルの構成にする点から、図示のような単純な通液路構造に限らず、合成や分析等の他機能を同時 に付与した構造とすることも容易である。

〔実施形態4:タンパク質チップの変更使用例〕

第12図に示す実施形態においては、タンパク質チップPの液溜部に照射され反射され た赤外光がプリズム7に戻り、プリズム7で全反射して再び液溜部中のタンパク質チップ Pを照射し、タンパク質の赤外吸収スペクトルを複数回測定している。この方法により、 測定感度を高めることができる。

【産業上の利用可能性】

本発明によって、赤外反射吸収分光解析に供するタンパク質チップと言う新たなカテゴ リーの解析手段が提供される。又、このタンパク質チップを用いることにより、汎用的で 構成の簡易なタンパク質チップ解析装置と、測定の手数が少なく測定精度の良いタンパク 質チップ解析方法とが提供される。

(13)

【図2】 〔第2図〕





【図3】 〔第3図〕

【図4】 〔第4図〕







【図5】 〔第5図〕

【図6】 〔第6図〕





【図7】 〔第7図〕

【図8】 〔第8図〕





【図9】

〔第9図〕

【図10】 〔第10図〕



【図11】

【図12】 〔第12図〕





フロントページの続き

(51) Int.CI.

1)Int.CI.			FΙ		
C 1 2 M	1/00	(2006.01)	G 0 1 N	21/35	Z
C 1 2 Q	1/68	(2006.01)	G 0 1 N	21/27	C
C 1 2 Q	1/02	(2006.01)	C 1 2 M	1/00	А
C 1 2 N	15/09	(2006.01)	C 1 2 Q	1/68	А
			C 1 2 Q	1/02	
			C 1 2 N	15/00	F

(56)参考文献 米国特許出願公開第2004/0076963(US,A1) 特開2002-365293(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

GO1N 33/48-33/98 G01N 37/00 GO1N 21/27 GO1N 21/35